

令和5年11月28日

千葉県報第13893号別冊

監査の結果に係る措置の内容の公表

(定期監査及び財政的援助団体等監査)

千葉県監査委員

目 次

措置内容の公表の概要

1 措置通知提出日	1
2 措置通知機関数	1
3 指摘等結果の措置通知件数	1

第1 定期監査

1 普通会計

その1 健康福祉部児童家庭課	2
その2 健康福祉部障害者福祉推進課	2
その3 県土整備部都市整備局住宅課	3
その4 教育庁企画管理部財務課	3
その5 市川健康福祉センター	4
その6 印旛健康福祉センター	4
その7 山武健康福祉センター	5
その8 長生健康福祉センター	6
その9 安房健康福祉センター	6
その10 君津健康福祉センター	7
その11 市原健康福祉センター	7
その12 中央児童相談所	8
その13 市川児童相談所	8
その14 柏児童相談所	9
その15 君津児童相談所	10
その16 精神保健福祉センター	10
その17 障害者高等技術専門校	11
その18 山武農業事務所	11
その19 千葉土木事務所	12
その20 葛南土木事務所	13
その21 成田土木事務所	13
その22 銚子土木事務所	14
その23 山武土木事務所	15
その24 長生土木事務所	16
その25 君津土木事務所	16
その26 高滝ダム管理事務所	16
その27 流山北高等学校	17

その28	特別支援学校流山高等学園	18
2	公営企業会計	
その29	印旛沼下水道事務所	19
その30	がんセンター	19
第2	財政的援助団体等監査	
1	出資団体	
その31	いすみ鉄道株式会社	20
その32	千葉県住宅供給公社	20

措置内容の公表の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、知事等から監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、当該措置の内容を公表するものである。

1 措置通知提出日 令和5年10月20日から令和5年11月1日までに通知のあったもの

2 措置通知機関数

(1) 定期監査

ア 普通会計 28機関、 42件（指摘事項 4件、注意事項 38件）

イ 公営企業会計 2機関、 2件（指摘事項 2件、注意事項 0件）

(2) 財政的援助団体等監査

ア 出資団体 2団体、 3件（指摘事項 1件、注意事項 2件）

3 指摘等結果の措置通知件数

(1) 定期監査

ア 普通会計

(ア) 指摘事項に対する措置（4件）

a 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・3件

b 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件

(イ) 注意事項に対する措置（38件）

a 収入未済の解消を求めたもの・・・15件

b 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・3件

c 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・3件

d 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・3件

e 個人情報記載された書類の紛失について、再発防止を求めたもの・・・3件

f 工事の積算について、適正な事務手続を求めたもの・・・2件

g 工作物の管理不備について、適正な管理を求めたもの・・・2件

h 使用許可について、適正な事務手続を求めたもの・・・2件

i 特別児童扶養手当の事務誤りについて、適正な事務手続を求めたもの・・・1件

j 債権について、適正な管理を求めたもの・・・1件

k 支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件

l 生徒の成績評価誤りについて、再発防止を求めたもの・・・1件

m 授業料の事務手続遅延について、適正な運用を求めたもの・・・1件

イ 公営企業会計

(ア) 指摘事項に対する措置（2件）

a 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件

b 支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件

(2) 財政的援助団体等監査

ア 出資団体

(ア) 指摘事項に対する措置（1件）

a 経営状況について、改善を求めたもの・・・1件

(イ) 注意事項に対する措置（2件）

a 未収家賃の管理について、早期回収を求めたもの・・・1件

b 経営状況について、改善を求めたもの・・・1件

定期監査

1 普通会計

その1

1 監査対象機関 健康福祉部児童家庭課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年 8月22日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 9月15日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

特別会計母子父子寡婦福祉資金の母子福祉資金元利収入（貸付金返納等）及び寡婦福祉資金元利収入（貸付金返納等）259,786,740円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

本件収入未済については、職員、母子・父子自立支援員や償還協力員が、電話や文書により分納相談などの償還指導を行ったほか、就労等により平日の日中に接触が困難な滞納者に対しては夜間及び休日の訪問を行った。

また、平成27年度から引き続き、償還指導に応じない滞納者等を抽出して、弁護士委託による債権回収を実施している。

さらに、比較的滞納期間の短い債務者について、滞納が長期化しないよう、債権回収業者（サービサー）による滞納整理を外部委託によって行った。

この結果、令和3年度末の収入未済額259,786,740円について、18,381,033円を回収し、令和4年度末の収入未済額は241,405,707円となった。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年10月27日

その2

1 監査対象機関 健康福祉部障害者福祉推進課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年 8月22日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 9月15日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

雑入（自立支援医療費返還金）13,108,290円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

県は債務者を被告として令和3年12月28日に返還を求めて提訴し、令和4年5月31日に被告に13,108,290円及び遅延損害金の支払いを命じる判決が下り、同年6月16日に判決が確定した。

その後、債務者の代理人（弁護士）と納付交渉を行っていたが、令和5年1月に代理人の辞任通知が届いたため、本人との納付交渉に努めていた。

しかし、債務者が自己破産の申出を行い、令和5年5月31日に東京地方裁判所で破産手続が開始されたことから、破産債権届出書を破産管財人宛て送付し、裁判所の決定を待って対応することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年10月27日

その3

1 監査対象機関 県土整備部都市整備局住宅課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年 8月26日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 9月15日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

土木使用料（県営住宅使用料）329,517,062 円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

土木使用料（県営住宅使用料）329,517,062 円の収入未済について、滞納額が高額かつ滞納期間が長期の滞納者に対して県職員が直接訪問するなど、よりきめ細かな対応を図った。また、滞納者の連帯保証人への請求を行ったほか、明渡請求（18件）、明渡訴訟提起（4件）、強制執行（2件）を実施した。

さらに、退去滞納者のうち県外に転居した者、所在不明者及び県内に居住する徴収困難な者に関しては弁護士法人へ債権の回収を委託した。

また、生活保護受給者の住宅扶助費について、口座振替による代理納付を実施した。

その上で、令和4年度からは、県が長期高額滞納者への対応に注力するため、従来から委託している初期滞納者への電話催告に加え、短期少額滞納者及び県内居住の退去滞納者（徴収困難な者を除く）に対する文書催告・納付指導や収納業務等についても、千葉県住宅供給公社に委託した。

これらの対策により、上記収入未済に対し、69,827,709 円を回収した。また、破産法第252条の規定により免責された債権684,400 円について、千葉県債権管理条例第9条第1項の規定により債権放棄を行い、令和5年3月31日付けで不納欠損処理を行った。この結果、上記収入未済は、259,004,953 円に減少した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年10月25日

その4

1 監査対象機関 教育庁企画管理部財務課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年 8月18日
- (3) 監査結果報告年月日 令和4年 9月15日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

特別会計奨学資金の雑入（奨学資金貸付金返納等）158,450,697 円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

本件収入未済については、「千葉県奨学資金貸付金債権回収マニュアル」に基づき、本人や連帯保証人等に対し、電話、文書等による催告を実施し、11,516,235 円を回収した。

また、1年以上返納がない者を対象に、令和2年4月から令和5年3月までを契約期間として、債権回収業者と業務委託契約を締結し、令和4年度中に12,097,113 円を回収した。

この結果、令和3年度の収入未済額158,450,697 円については、令和5年3月現在で134,837,349 円となった。

令和5年度は、他都道府県に収入未済の減少に向けた取組等の照会を行い、その結果を参考にしながら、更なる収入未済の減少に向けた対策を講じるよう検討中である。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年11月1日

その5

1 監査対象機関 市川健康福祉センター

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 3月10日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 6月16日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

- (ア) 個人情報に記載された書類について、誤って他の者に送付した事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。
- (イ) 需用費等の執行について、支払時期の遅延が19件(706,123円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

- (1) 本件は、個人情報に記載された療養費申請書類及び送付する必要のない調理師名簿を第三者に誤送付したものである。いずれも、誤送付が発覚後、直ちに関係者に対して経緯を説明し謝罪を行った。当該書類は回収し、個人情報の更なる流出等は発生していないものの、個人情報の取扱いについて適正を欠くものであった。
再発防止策として、所内の全職員を対象に個人情報の取扱いに関する所内研修を行った。また、書類の管理を徹底するとともに、文書を送付するときは、個人情報の有無に関わらず、必ず複数名による確認を徹底することを職員間で共有した。
- (2) 本件は、担当者が支払時期に関する法令等の理解が不足していたこと及び組織としても業務の進捗管理及び確認体制が不十分であったことから、支払時期の遅延が発生したものである。
再発防止策として、担当者に対しては、関係法令の理解の徹底を促すとともに、組織としては、今回の事例を共有し、複数の者による財務システムの支払状況の確認等により支払遅延防止の徹底を図っていくこととした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年10月27日

その6

1 監査対象機関 印旛健康福祉センター

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 2月10日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 6月16日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項及び注意事項

イ 内容

(ア) 指摘事項

産業廃棄物の処分について、産業廃棄物処分業許可を受けていない者に委託し、廃棄物が適法に処分されなかった事例が認められたことから、今後は、関係法令を遵守し適正な事務手続を行うこと。

(イ) 注意事項

- a 雑入(生活保護費弁償金等)について、令和4年10月末現在で17,791,697円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

- b 肝炎治療特別促進事業の療養費について、療養費の算出誤りにより過払いとなった事例が1件(37,554円)認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

(1) 指摘事項

本件は、事業所が排出する使用済蛍光管は産業廃棄物であるが、その認識がなく、一般廃棄物として収集運搬処分業務を委託してしまったため発生した。

再発防止策として、今後は産業廃棄物収集運搬処分に関する関係法令を確認し、支出事務における知識や法令の理解を深めるとともに組織としてもチェック体制を強化し、不明な点については関係機関に照会を行うなど適正な処分方法を確認した上で、必ず許可業者に委託することとした。

(2) 注意事項

ア 雑入(生活保護費弁償金等)の令和4年10月末時点での収入未済17,791,697円については、滞納者に対し文書や電話での催告や訪問等を行い、一括納付が困難な滞納者に対しては分割による納付指導を行った結果、1,738,182円を回収した。

また、債権の消滅時効の到来及び千葉県債権管理条例の適用による法定相続人が債権放棄を行った債権の不納欠損処理(2,879,480円)など収入未済の解消に努めた結果、4,617,662円減少し、令和5年7月末時点での収入未済額は13,174,035円となった。

イ 本件は、療養費算出の際に、自己負担金が高額療養費の自己負担限度額を超える場合は高額療養費を優先することとなっているが、担当職員が算定方式を熟知しておらず、自己負担額で算定してしまったことが原因である。

再発防止策として、療養費の算出については、表計算ソフトを活用して算出の誤りの防止に努めるとともに、担当職員、確認者(事務補助者)及び管理職員はマニュアルを再度確認し、知識の習熟に努めることとした。

また、受理した療養費の関係書類は複数の職員で確認し、決裁時に管理職員等の確認を徹底し、組織としてチェック体制を強化した。

さらに、内部統制制度については、3様式の整備を行い、決裁時に添付し、事務フローやリスクの確認を徹底することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年10月27日

その7

1 監査対象機関 山武健康福祉センター

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 3月10日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 6月16日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

雑入(生活保護費弁償金等)について、令和4年12月末現在で25,924,682円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

雑入(生活保護費弁償金等)の令和4年12月末時点での収入未済25,924,682円については、滞納者に対し文書での催告や訪問等を行い、一括納付が困難な滞納者に対しては分割による納付指導を行った結果、1,143,239円を回収した。

また、消滅時効の到来及び千葉県債権管理条例の適用による法定相続人が債権放棄を行った債権や債務者死亡の債権の不納欠損処理(4,872,261円)など収入未済の解消に努めた結果、6,015,500円減少し、令和5年7月末時点での収入未済額は19,909,182円となった。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年10月27日

その8

1 監査対象機関 長生健康福祉センター

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 3月10日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 6月16日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

雑入（生活保護費弁償金等）について、令和4年12月末現在で20,328,161円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

雑入（生活保護費弁償金等）の令和4年12月末時点での収入未済20,328,161円については、滞納者に対し文書や電話での催告や訪問等を行い、一括納付が困難な滞納者に対しては分割による納付指導を行った結果、2,095,753円を回収し、令和5年7月末時点での収入未済額は18,232,408円となった。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年10月27日

その9

1 監査対象機関 安房健康福祉センター

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 3月10日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 6月16日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

委託料の執行について、決裁を経ずに発注していた事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

本件は、契約担当者が契約締結の決裁を失念している状態で、事業担当者が決裁の確認をせずに発注してしまったことにより発生した。

支払事務については、進行管理表を作成して総務企画課内で共有することにより、進行管理の見える化を行った。

また、当該事務の内部統制3様式で示すリスクについて再度確認し、進捗状況等について契約担当者と事業担当者が相互チェックを行うこととした。

併せて所内の職員に、財務会計に係る所内研修を実施し、契約前に発注することのないよう周知徹底した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年10月27日

その10

1 監査対象機関 君津健康福祉センター

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 1月24日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 6月16日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

特別児童扶養手当について、事務処理の誤りにより支給が遅延している事例143件(27,221,100円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、令和4年11月に支給されるべきであった特別児童扶養手当の受給者の一部について、担当職員が事務処理期限を誤認していたため支給が1か月遅延し、12月に支給されることになった事案である。

原因は、担当職員が11月支給分に係る所得状況届の事務処理期限を誤認していたことや、翌月の12月支給でも事務処理上問題はないとしていたことである。

さらに、当該事務処理スケジュールがセンター内で共有されておらず事務処理のチェック体制も不十分であった。

再発防止策として、①特別児童扶養手当の支給事務等の処理スケジュールを所内で共有し、担当課長が事務処理の進捗状況の管理を徹底すること、②事務処理のチェックリストを活用し、担当職員と課長による複数人でのチェックを徹底すること、③所内で研修会を開催し、本事案や過去の不適正事案、ヒヤリハット事案について事例検討すること、④所内会議でもこれらの事案を議題に取り上げ、適正な事務処理に向けて注意喚起を図りながら業務を進めていくこととした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年10月27日

その11

1 監査対象機関 市原健康福祉センター

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 3月10日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 6月16日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

(ア) 特別会計母子父子寡婦福祉資金の雑入(違約金)について、令和4年12月末現在で、11,429,733円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

(イ) 特別管理産業廃棄物処理委託契約(契約単価3,300円/20リットル、4,950円/49リットル)について、予定価格(単価2,200円/20リットル、3,850円/49リットル)を超えていることを看過し契約を締結していた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

- (1) 特別会計母子父子寡婦福祉資金の雑入(違約金)の令和4年12月末時点での収入未済11,429,733円については、債務者、連帯債務者及び連帯保証人の償還期間中の状況等を把握し、電話や訪問等を継続して行うことで違約金の回収に努めた結果、令和5年6月末現在で458,033円減少した。

現在の収入未済額については、令和5年6月末現在で10,971,700円となった。

(2) 特別管理産業廃棄物処理委託契約は、前年度3月に予算執行伺いを行っているが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、業者の契約単価が上昇し、令和3年度実績額を元に設定していた予定価格を大幅に上回る形となった。

再発防止策として、前年度と同様の事例が発生しないよう、経済その他情勢の把握や直近の見積価格を考慮した上で予定価格を設定し、十分な時間の余裕をもって、契約手続に着手することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年10月27日

その12

1 監査対象機関 中央児童相談所

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和5年 3月10日

(3) 監査結果報告年月日 令和5年 6月16日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

民生費負担金（児童措置費負担金）について、令和4年12月末現在で56,612,740円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

また、県立施設の民生費負担金（児童福祉施設費負担金）に係る収入未済についても、解消に努めること。

3 講じた措置の内容

民生費負担金の収入未済については、滞納者に対し文書による催告を実施し、継続的な徴収に努め、1,245,806円を回収した。また、認定金額の遡及変更により調定減額を21,600円行ったほか、地方自治法第236条の規定により時効が完成したことから、2,143,480円を不納欠損処分としたところである。

この結果、令和4年12月末時点で収入未済であった56,612,740円については、令和5年5月末現在53,201,854円となった。

また、円滑に徴収事務を実施できるよう、庶務課担当者と児童福祉司との連携を強化し、互いに情報を共有しながら業務を進めている。

不納欠損の処理については、時効が到来したものについて毎月末に行い、時効経過後に債権の徴収を行わないよう管理の徹底を図っている。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年10月27日

その13

1 監査対象機関 市川児童相談所

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和5年 3月10日

(3) 監査結果報告年月日 令和5年 6月16日

(4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項及び注意事項

イ 内容

(ア) 指摘事項

産業廃棄物の処分について、産業廃棄物処分業許可を受けていない者に委託し、廃棄物が適法に処分されなかった事例が認められたことから、今後は、関係法令を遵守し適正な事務手続を行うこと。

(イ) 注意事項

民生費負担金（児童措置費負担金）について、令和4年12月末現在で40,959,527円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

また、県立施設の民生費負担金（児童福祉施設費負担金）に係る収入未済についても、解消に努めること。

3 講じた措置の内容

(1) 指摘事項

本件は、事務室等で使用している蛍光灯を廃棄物処理法等関係法令の理解不足から一般廃棄物と誤認し、産業廃棄物処分業の許可を受けていない者に一般廃棄物として収集運搬を委託していた案件である。

再発防止策として、今後は産業廃棄物収集運搬処分に関する関係法令を確認し、支出事務における知識や法令の理解を深めるとともに組織としてもチェック体制を強化し、不明な点については関係機関に照会を行うなど適正な処分方法を確認し、許可業者に委託することとした。

(2) 注意事項

民生費負担金の収入未済については、滞納者に対し文書による催告を実施し、継続的な徴収に努め、1,233,000円を回収した。また、地方自治法第236条の規定により時効が完成したことから、2,043,200円を不納欠損処分としたところである。

この結果、令和4年12月末時点で収入未済であった40,959,527円については、令和5年5月末現在37,683,327円となった。

また、円滑に徴収事務を実施できるよう、庶務課担当者と児童福祉司との連携を強化し、互いに情報を共有しながら業務を進めている。

不納欠損の処理については、時効が到来したものについて毎月末に行い、時効経過後に債権の徴収を行わないよう管理の徹底を図っている。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年10月27日

その14

1 監査対象機関 柏児童相談所

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和5年 3月10日

(3) 監査結果報告年月日 令和5年 6月16日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

民生費負担金（児童措置費負担金）について、令和4年12月末現在で35,159,948円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

また、県立施設の民生費負担金（児童福祉施設費負担金）に係る収入未済についても、解消に努めること。

3 講じた措置の内容

民生費負担金の収入未済については、滞納者に対して文書による催告を実施し、継続的な徴収に努め、328,868円を回収した。また、認定金額の遡及変更により調定減額を468,600円行ったほか、地方自治法第236条の規定により時効が完成したことから、2,138,000円を不納欠損処分としたところである。

この結果、令和4年12月末時点で収入未済であった35,159,948円については令和5年5月末現在32,224,480円となった。

また、円滑に徴収事務を実施できるよう、庶務課担当者と児童福祉司との連携を強化し、互いに情報を共有しながら業務を進めている。

不納欠損の処理については、時効が到来したものについて毎月末に行い、時効経過後に債権の徴収を行わないよう管理の徹底を図っている。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年10月27日

その15

1 監査対象機関 君津児童相談所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 3月10日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 6月16日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

民生費負担金（児童措置費負担金）について、令和4年12月末現在で18,889,399円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

また、県立施設の民生費負担金（児童福祉施設費負担金）に係る収入未済についても、解消に努めること。

3 講じた措置の内容

民生費負担金の収入未済については、滞納者に対し文書による催告を実施し、継続的な徴収に努め、539,160円を回収した。また、認定金額の遡及変更により調定減額を18,700円行ったほか、地方自治法第236条の規定により時効が完成したことから、385,770円を不納欠損処分としたところである。

この結果、令和4年12月末時点で収入未済であった18,889,399円については、令和5年5月末現在17,945,769円となった。

また、円滑に徴収事務を実施できるよう、庶務課担当者と児童福祉司との連携を強化し、互いに情報を共有しながら業務を進めている。

不納欠損の処理については、時効が到来したものについて毎月末に行い、時効経過後に債権の徴収を行わないよう管理の徹底を図っている。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年10月27日

その16

1 監査対象機関 精神保健福祉センター

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 1月31日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 6月16日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

需用費等の執行について、支払時期の遅延が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、担当者の失念等により支払時期の遅延が発生したものである。

再発防止策として、支払期限管理簿を作成し、支払日を課内で共有することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年10月27日

その17

1 監査対象機関 障害者高等技術専門校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 2月22日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 6月16日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

レギュラーガソリン単価契約（契約単価 172.37 円／リットル）について、予定価格（単価 172.1 円／リットル）を超えていることを看過し契約を締結していた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、見積合せの結果、見積金額が廉価であった者と契約を締結したが、予定価格を記載した書面を省略できる契約（100 万円以下）であったため、担当者が予定価格の超過を見落としていたことで発生したものである。

再発防止策として、契約伺いに予定価格を明記するとともに、内部統制 3 様式を決裁文書に添付し、組織としてのリスク管理及び確認を行うことにより、適正な事務手続の徹底を図った。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年10月20日

その18

1 監査対象機関 山武農業事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 4月27日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 6月16日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

特別会計就農支援資金の貸付金元利収入等について、令和4年12月末現在で15,671,859円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

特別会計就農支援資金の貸付金元利収入等の収入未済15,671,859円（元金2,478,000円、違約金13,193,859円）については、主務課と各債務者について対応方針を協議の上、電話、文書催告、臨戸訪問、呼出等により返済を促した結果、監査基準日から令和5年6月末までに元金100,000円、違約金15,000円を回収し、収入未済額は15,556,859円に減少した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年10月30日

その19

1 監査対象機関 千葉土木事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 3月 7日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 6月16日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項及び注意事項

イ 内容

(ア) 指摘事項

県単河川維持工事（都川伐木工）において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定に基づく届出を行わなかったこと、また、県単河川維持工事（桑納川外堤防補修工）及び同委託（村田川伐木）において、伐採木等の処理が廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき適正に行われなかったことから、今後は、法令等を遵守し適正な事務手続を行うこと。

(イ) 注意事項

- a 負担金、補助及び交付金の執行について、支出負担行為が6か月以上遅延している事例が1件（18,700,000円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
- b 社会資本整備総合交付金（交付金街路）工事（鷺沼歩道整備工）について、積算金額の誤り（605,000円の過小）が認められたことから、今後は適正な積算を行うこと。

3 講じた措置の内容

(1) 指摘事項

県単河川維持工事（都川伐木工）については、特定建設資材であるアスファルトを使用するため、本来は着工前までに発注者が法律に基づく通知書を千葉市に提出する必要があるが、担当者が失念していたことが原因である。

再発防止策として、所内の関係職員に周知するとともに、提出漏れがないよう確認者を設け、チェック体制を強化することとした。

県単河川維持工事（桑納川外堤防補修工）、県単河川維持委託（村田川伐木）については、担当者の確認不足及び受注者の法律の認識不足が原因で、伐根・伐採材が適正に処理されなかった事案である。

再発防止策として、今後発注する工事や委託の特記仕様書において、一般廃棄物又は産業廃棄物のいずれかで処分するかを記載するとともに、施工計画書や業務計画書についても記載内容の確認を徹底することとし、所内の関係職員に周知した。

また、上記業務の受注者に対し、法律の規定に基づき適切に処理すべきであったことを説明し、同様の誤りが生じないよう指導した。

(2) 注意事項

- (ア) 支出負担行為の遅延については、事業担当課の担当者が契約締結時に支出負担行為伝票を起票する必要性を失念していたこと、協定締結の回議に総務課の契約担当者を入れていなかったことが原因と思われる。

再発防止策として、事業担当課と総務課との連携を密にするため、負担金の支出に係る協定の締結の決裁ルートに総務課の契約担当者を含めることとした。

- (イ) 本件は、担当者等が工事等に係る積算方法について習熟不足であったこと及びチェック者による確認が徹底されていなかったことにより発生した事案である。

再発防止策として、所内において本事例の情報を共有し、チェック者である工事担当課長と主任は変更設計書の変更工種について、担当者から積算条件や根拠等の説明を受け、積算内容の確認をすることにより、同様のミスが発生しないよう周知徹底した。

また、変更内容について受注者と確認、協議調整を十分に行うこととした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年10月25日

その20

1 監査対象機関 葛南土木事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 2月 7日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 6月16日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

道路使用料について、調定が欠落している事例が1件(255円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、道路占用の許可に伴う道路占用料について、本来速やかに調定すべきであったところ、担当者が事務処理に不慣れであったことから、占用料が発生するにも関わらず占用料が不要な事案と思いついたことや、他の職員とその進捗状況の共有が図られず、相互牽制が働かなかったことにより、調定の欠落が生じたものである。

今後は、占用料が生じない事例を含め、占用料算定のマニュアルを作成し、異動後間もない職員に対し、他の職員から同マニュアルによる説明を行い、理解させるとともに、道路占有受付簿への調定日の記載を徹底し、当該記載の有無を複数の職員が確認することにより、調定の欠落防止を図ることとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年10月25日

その21

1 監査対象機関 成田土木事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 3月14日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 6月16日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

(ア) 雑入(原因者負担金)について、令和4年11月末現在で40,241,150円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

(イ) 河川占有許可手続において、許可内容に不備があり、また、許可に基づかない徴収を行っていた事例が認められたことから、今後は法令に基づく適切な許可を行うとともに、適正な事務手続を行うこと。

(ウ) 現金の取扱いについて、財務規則等に基づかない事務処理や組織内の責務が不明瞭であった事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

(1) 本件収入未済に係る原因者は2者で、1者については、催告文書の送付、電話及び訪問等による督促を実施したが、本人との連絡がつかず早期の債権回収は困難な状況にある。

今後は、引き続き本人との接触に努めるとともに、法務局や金融機関等に対し財産調査を行うなど、債権回収に向けた取組を主務課と連携を密にしながら行っていく。

残りの1者は、原因者が支払いに応じず、費用負担命令の取消しを求める審査請求書を国土交通省へ提出していたが、令和5年6月15日付けで審査請求が棄却された。

今後は、催告文書の送付、電話及び訪問等による督促に並行し、法務局、金融機関等に対し財産調査を行うなど債権回収に向けた取組を主務課と連絡を密にしながら早期解消に努めていく。

(2) 本件は、河川占用許可事務について、千葉県事務委任規則等の理解不足、起案時に添付する関係書類の不足及び決裁時のチェック体制が不十分であったことにより発生した。

再発防止策として、占用許可の更新手続や毎年の納入通知書発行事務における決裁の際に、確認者、決裁権者等が適切にダブルチェックできるよう、現行の占用許可書、台帳及び占用許可一覧表等の関係資料のほか、占用料の減免に係る根拠規定などを起案書類に添付することとした。

(3) 本件は、現金の取扱いについて、財務規則等の理解不足や、組織内での当該処理に係る重要性の認識不足のため、領収書記載金額と現金の突合や出納簿の作成が十分でなかったため発生した。

再発防止策として、当該処理に係る重要性の認識について、職場内で周知徹底を図るとともに内部統制3様式に追記し、現金の受領時及び終業時に金額と出納簿等との突合作業を徹底することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年10月25日

その22

1 監査対象機関 銚子土木事務所

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和5年 3月 2日

(3) 監査結果報告年月日 令和5年 6月16日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

(ア) 県単橋梁修繕工事（高神第2橋補修工）について、積算金額の誤り（22,000円の過小）が認められたことから、今後は適正な積算を行うこと。

(イ) 河川水面使用料について、債権管理に適正を欠いていたことにより、時効が完成していない債権について不納欠損処理を行っていた事例が認められたことから、今後は適正な事務処理に努めること。

3 講じた措置の内容

(1) 小数点以下の数値を足し忘れたことにより、四捨五入でずれが生じ数量総括表に誤りが生じた。

再発防止策として、数量総括表に記載された合計値の確認を徹底することに加え、積算システム入力時に誤りがいないか、複数職員でダブルチェックを徹底することとした。

(2) 本事案の覚知後、滞納整理表を含む関係書類の管理・整理を行い、時効完成日の確認を行った。

再発防止策として、後任職員等にも適切な情報伝達を図れるよう、現金や債務承認書などを受け取った記録を整理したリストを作成するとともに手引等により債権管理に対する理解を深め、適切な債権管理事務に努めることとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年10月25日

その23

1 監査対象機関 山武土木事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 4月27日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 6月16日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

- (ア) 行政代執行費用等について、令和4年12月末現在で17,053,392円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
- (イ) 河川水面使用料について、調定が6か月以上遅延している事例が2件(3,300円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
- (ウ) 大布川樋門において、ゲートの開閉不良により水位が上昇し、周辺住家に浸水被害が生じた事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

- (1) 債務者5名のうち、死亡した1名については、調査の結果、全ての相続人が相続放棄したことを確認し、不納欠損処理(250,720円)を行った。
他の4名については、引き続き継続的な返納を求めた結果、190,000円を回収し、令和5年4月現在の収入未済額は17,053,392円となった。
 - (2) 本件は、既に存在する使用許可台帳番号を誤って付番(二重採番)したことにより、調定漏れが発生したことが主な要因である。
再発防止策として、使用許可台帳の編集作業におけるチェック体制を強化するとともに、調定の決裁の際には、個別の調定額と台帳のチェックに加え、対象となる調定の総額と台帳の総額を突合し、さらに上司がダブルチェックを行い、適正な事務に努めることとした。
 - (3) ソフト面の対策としては、不明確だった樋門の管理方法(樋門ゲート海側の堆砂撤去)について、共同管理者である横芝光町と締結している管理協定に関し、細目協定を新たに締結し、堆砂規模に応じた撤去に関する役割分担を定めることで明確化することとした。
また、樋門ゲート海側の堆砂状況を把握するため、スマートフォンを活用した監視カメラ映像による遠隔監視を実施することとした。
ハード面の対策としては、樋門ゲート海側に砂を含んだ海水が流入しないよう鋼矢板を用いて壁建てし、樋門ゲートの開閉不良を防止することとした。
- 4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年10月25日

その24

1 監査対象機関 長生土木事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 1月26日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 6月16日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

行政財産使用許可について、使用料の算定に誤りがあり、調定が4,514円不足していた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

行政財産使用許可における使用料の算定について、道路占用料の算定方法（本柱と支線を一体）と誤認し、過少に徴収したことが主な原因である。

なお、不足分の4,514円については、行政財産使用者に納入依頼を行った結果、令和5年3月31日に納付があった。

再発防止策として、行政財産使用許可の事務処理等に当たっては、「使用料及び貸付料の算定方法について」の通知等の確認を徹底することで、事務ミス防止に努めていくこととした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年10月25日

その25

1 監査対象機関 君津土木事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 2月24日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 6月16日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

国有土地使用料等について、調定が3か月以上遅延している事例が230件（14,034,337円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、いずれも過年度からの継続案件であり、本来は年度当初に使用料を調定すべきものであったが、人事異動に伴う事務引継が十分でなかったこと、担当者が財務事務について習熟不足だったことや、組織の進捗管理が不十分であったことにより調定が遅延したものである。

再発防止策として、年度当初の業務リストの作成や進捗状況を課内で共有するなどチェック体制を強化し、上司が担当者の業務状況を見極めながら適宜業務を補助者に割り振るなど、進捗管理を徹底するとともに、担当者に出納局の研修等を受講させ、財務事務に係る法令の遵守を徹底していくこととした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年10月25日

その26

1 監査対象機関 高滝ダム管理事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年11月18日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 2月 8日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

管理用道路において、管理が十分でなかったため照明灯の倒壊が発生していることから、点検整備基準の見直し等を行い、今後は適正な管理を行うこと。

3 講じた措置の内容

これまでの保安規定の日常巡視点検表による点検から、照明灯1基ずつの個別点検表(月1回)を新たに追加するとともに、年1回は各照明灯の点検口から内部の腐食について確認を行い、点検結果を記録することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年10月25日

その27

1 監査対象機関 流山北高等学校

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和5年 1月27日

(3) 監査結果報告年月日 令和5年 6月16日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

(ア) 生徒の成績処理に係る事務に適正を欠く事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

(イ) 生徒の個人情報に記載された書類を紛失した事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

(ウ) 教育使用料(全日制高等学校授業料)に係る就学支援金制度の運用に適正を欠く事例が認められたことから、今後は適正な運用に努めること。

3 講じた措置の内容

(1) 本件は1学年の生徒指導要録作成時に、授業日数170日と校務処理システムに入力すべきところを、担任が169日と誤って入力し、2学年に進級後転学した3名の生徒について、1学年の授業日数を誤った記載のまま生徒指導要録を転学先に提出してしまった。

当時は学年閉鎖があったため、各学年の授業日数が異なる中で、1学年の授業日数ではなく、3学年の授業日数を当該担任が入力してしまったことが誤りの原因であり、その後の点検でも授業日数の記載についての確認が不十分であった。

再発防止策として、校務処理システム入力後に出力される成績書類を学年、教務部、管理職で複数回点検するとともに、生徒指導要録の確認項目に、授業日数の確認と同時に学年閉鎖、学級閉鎖の有無も複数名で確認することを加えた。

(2) 生徒が欠席していたため返却できなかった4名分の答案を、教科担当者が当該生徒の担任へ返却を依頼したが、担任はそのうち2名分の答案を紛失してしまった。

欠席生徒が多く、担任が複数の生徒の多くの教科の答案を管理することになったことが事故の原因であった。

令和5年7月19日現在、紛失した個人情報が第三者へ渡り、生徒、保護者等に何らかの不利益が生じたとの報告は受けていないものの、個人情報の取扱いについては適正を欠くものであった。

再発防止策として、答案返却時に不在であった生徒の答案返却は、担任に依頼をするのではなく、当該生徒が次回登校時に、教科担当者から直接手渡しで受け取ることとした。

- (3) 本件は、保護者等が申請する就学支援金制度について、理解が不十分である保護者が多く、令和4年度当初の申請締切り時点では100名以上が未申請であったこと、また、卒業生の未納者がいたことから授業料の収入未済額が多額になってしまったものである。

しかし、本制度の申請締切り後も、個々に合った細かな説明を繰り返し、粘り強い対応をした結果、令和5年1月末には残り6名にまで減少した。この6名については、税金の未申告者や日本語を母国語としない家庭であること、家庭状況が不安定になったことも重なり、令和4年度の申請はなかった。

対策として、申請の意思が確認できていない世帯に対し、引き続き積極的に連絡を図ること、申請方法の理解が難しい世帯に対し、窓口での丁寧な説明を踏まえたうえでその場で申請手続を進めること、また、税金の未申告の保護者に対しては、本制度へ申請できるよう、申告を促す対応を取ることとした。

また、事務担当者は申請状況について、日々、上司への現状報告を行うことを徹底し、未申請者には教職員が一丸となって対応が図れるような体制を構築した。

- 4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年11月1日

その28

- 1 監査対象機関 特別支援学校流山高等学園

- 2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
(2) 監査実施年月日 令和5年 1月27日
(3) 監査結果報告年月日 令和5年 6月16日
(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

生徒の個人情報に記載された書類を紛失した事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

- 3 講じた措置の内容

本件は、保護者から提供された生徒に係る診断書を、当該生徒の保健関係の書類（健康の記録）と一緒に保管していたが、保管場所から「健康の記録」の持ち出し及び返却の際に紛失したと推測される。紛失が発覚した後、職員により学校全体で捜索したが発見に至らず、保護者に謝罪した。

令和5年7月5日現在、紛失した個人情報が第三者に渡り、生徒及び保護者に何らかの不利益を生じたとの報告は受けていないものの、個人情報の取扱いについては適正を欠くものであった。

生徒の個人情報の収集については、管理職への報告を徹底させ、必要性についても管理職が判断することを職員に周知した。また、現在保有している個人情報の取扱いにおいて、保管責任者を校務分掌表により改めて明確にし、当該個人情報を校内において持ち出す際は管理簿への記載と、返却時の確認を保管責任者と持ち出す職員とで確実にを行うよう周知した。

- 4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年11月1日

2 公営企業会計

その29

1 監査対象機関 印旛沼下水道事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 4月27日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 6月16日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

行政財産使用料等について、調定が3か月以上遅延している事例が12件(7,179,258円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、行政財産使用許可に係る使用料等の調定について、3か月以上遅延したものである。

再発防止策として、新たに行政財産使用許可に係る手続チェックシート及び年間業務スケジュール表を作成した。

今後は、行政財産使用許可申請ごとにチェックシートを作成するとともにスケジュール表を活用し、確認者及び管理職員が確認をする二重チェック体制をとり、職員が相互に進捗状況を確認しながら日々の業務を進めることとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年11月1日

その30

1 監査対象機関 がんセンター

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 1月20日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 6月16日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

前回の監査に引き続き支出負担行為が遅延している事例が多い実態が認められた。今後は、更なる改善が必要であることから、より効果のある方策を検討するなど、適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、業務量が多く事務手続が滞ってしまったことや、病院内の各部署で見積書を徴取した際に事務局への提出が遅れたことにより生じた事案である。

再発防止策として、見積書徴取後は速やかに支出負担行為伝票の決裁を受けるよう、事務局内で担当者へ周知徹底を図った。また、補助者(会計年度任用職員)を増やすなど、速やかに支出負担行為伝票の起票ができるように体制整備を図ったところである。併せて、事務局以外の部署で見積書を受領した場合は早急に事務局へ提出するよう、院内関係者に周知徹底を図った。

また、消耗品を購入する際は、病院局が締結している単価契約の品目からの選択を徹底することで、随意契約で発注する回数を減らし、事務ミスを防止していく。

加えて、定期的に事務局内で物品発注業務に係る打合せを行うとともに、管理表による業務の進捗状況の「見える化」や、共有アドレスの使用により、相互に業務の確認・フォローを行うこととした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和5年10月30日

第2 財政的援助団体等監査

1 出資団体

その31

- 1 監査対象団体 いすみ鉄道株式会社
- 2 本庁等主務課 総合企画部交通計画課
- 3 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 財政的援助団体等監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年11月15日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年2月8日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

令和3年度決算において、当期純利益を6,206,366円計上したものの、資本金269,000,000円に対し、株主資本が47,830,296円と大幅に不足していることから、更なる経営の改善に努めること。

4 講じた措置の内容

いすみ鉄道株式会社（以下「会社」という。）に対しては、県と沿線市町が協調した経営支援として、いわゆる上下分離の考え方による、線路の修繕費等インフラ部分に係る経費への補助に加え、令和元年度からは、いすみ鉄道が房総半島に来訪者を呼び込む、重要な観光資源としての役割も担っていることを踏まえ、鉄道運行に係る経費の一部への補助も行っており、令和4年度は計8,947万円補助したところである。

会社の経営状態については、感染症拡大に伴う行動制限が緩和され、鉄道事業をはじめとした収益は改善されつつあるが、燃料価格等の高騰により経費が上昇していることなどから、引き続き厳しい状況が続いている。

会社においては、収支分析の結果を踏まえた事業の見直しや、鉄道の利用促進に向けた企画列車の運行や他社とのコラボレーション企画の実施等、収支の改善に取り組んでいるところである。

また、県としても、沿線市町と協力して各種SNSを活用した観光情報の発信等、沿線の活性化に向けた取組を支援するとともに、さらなる活性化策の検討や取組状況の検証を通じて、経営の改善強化に努めていく。

5 措置の内容の通知があった年月日 令和5年10月31日

その32

- 1 監査対象団体 千葉県住宅供給公社
- 2 本庁等主務課 県土整備部都市整備局住宅課
- 3 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和3年度 財政的援助団体等監査
- (2) 監査実施年月日 令和4年12月9日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年2月8日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項及び注意事項

イ 内容

(ア) 指摘事項

令和3年度決算において、186,837,303円の当期純利益を計上したものの、依然として3,721,192,127円の債務超過となるなど極めて厳しい経営状況にあることから、引き続き経営の改善に努めること。

(イ) 注意事項

賃貸管理事業における令和3年度末の未収家賃は、21,435,495円であり、依然として多額となっていることから、債権管理に万全を期し、早期回収に努めること。

4 講じた措置の内容

(1) 指摘事項

千葉県住宅供給公社（以下「公社」という。）は、裁判所計画に基づき債務を確実に履行するため、平成23年度に策定した中期経営改善計画に引き続き、平成30年度に第二次中期経営改善計画（計画期間：令和元年度～5年度）を策定し、分譲事業（千葉ニュータウン、池花、茂原、南流山）、賃貸事業、その他事業を実施することで、現在まで返済計画どおり債務を履行しながら債務超過額を縮減してきている。

県では、公社の指導監督機関として設置された副知事を委員長とする「千葉県住宅供給公社経営監視委員会」を年3回開催し、経営状況を監視しながら必要な指導及び助言を行っている。

分譲事業においては、引き続き保有宅地の早期処分に努め、賃貸事業においては、公社賃貸住宅の入居率の維持を図ることにより、事業収支の改善を図るよう指導した。

また、修繕工事費、人件費などの経営コストの縮減にも取り組むよう指導した。

この結果、令和4年度決算については、公社保有宅地の処分や公社賃貸住宅の収益によって230,661,171円の当期純利益を計上し、債務超過額を縮減したところである。

(2) 注意事項

県から公社に対し、未収家賃等の早期回収に努めるよう要請した。

公社では、3か月未満の短期滞納者に対して、①滞納早期での督促を継続強化し、②民間の家賃保証会社の利用を促進することで、早期回収に努めた。

また、3か月以上の長期滞納者に対しては、公社が返済困難と判断した場合には自主退去を促し、応じない場合は法的手続を行った。

退去した滞納者についても追跡調査を行い、支払いが滞っている者に対して、預金口座や給与の差押え等を行ったほか、回収困難な滞納者については、債権回収を専門とする法律事務所に業務を委託し、未収家賃等の縮減に努めた。

その結果、令和4年度末の未収家賃等は18,941,615円となり、前年度末より2,493,880円減少した。

5 措置の内容の通知があった年月日 令和5年11月1日